放射線部門の働き方改革

2. 星総合病院におけるSTAT画像所見 報告の取り組み

-ガイドラインとの比較も含めて

2010年4月30日、厚生労働省医政局 長通知「医療スタッフの協働・連携によ るチーム医療の推進について」(医政発 0430第1号)に、診療放射線技師のさら なる役割として画像診断における「読影の 補助 | と「検査説明 | が明記された。その 後、「読影の補助」は「STAT画像所見報 告 | と名称を変え、2024年3月に発出さ れた日本医学放射線学会と日本放射線科 専門医会・医会および日本診療放射線技 師会の共同編集によるガイドライン集10に, 「生命予後にかかわる緊急性の高い疾患の 画像 (STAT画像) 所見報告ガイドライン」 (以下、ガイドライン)が掲載された。

ガイドラインの詳細は別稿で述べられて いるため、ここでは割愛するが、この中で は早急な報告が必要とされる緊急性の高 い疾患が提示されているほか、報告体制 および教育体制のあり方が示されている。

本稿では、当院で行っているSTAT画 像所見報告の取り組みをガイドラインと比 較しながら示し、 その有用性および実現 性と、STAT 画像所見報告がいかに放射 線部門における働き方改革につながるかに ついて述べていきたい。

STAT画像所見報告 開始の経緯

STAT画像所見報告を開始するに当 たっては. 事前準備が非常に重要である ため、まずはその旨から述べていきたい。

当院がSTAT画像所見報告に着手し たのは、2014年4月からである。この きっかけとなったのは、同年2月に開催 された福島県診療放射線技師会学術大 会において、当時「読影の補助」と呼ば れていた「STAT画像所見報告」のシン ポジウムである。その中では、「読影の 補助 | を救急に対して行うことを推奨し ており、それが当院での「STAT 画像所 見報告しにつながっていくこととなる。

事前準備としては, 診療放射線技師 個々の異常所見の指摘能力の向上が必 要であると考え、週1回30分のランチョ ン形式による放射線科医師との画像所 見カンファレンスを開始した。カンファ レンスの内容は以下のとおりである。

- 放射線科医師が過去の検査より症例 を選定し解説
- 頻度や緊急度の高い症例を繰り返し
- 診療放射線技師が指摘困難だった症 例の解説
- 診療放射線技師への画像再構成のア ドバイス
- 当日, 担当者が内容を記録して保管 また、STAT画像所見報告業務の実 施に際し、以下の運用規定を策定した。
- 電子カルテに反映する形として、RIS

続橋 順市 星総合病院放射線科

の検査コメント欄に画像所見を記載

- 主訴に関連する病変および病態のみ の記載を行う。
- 病名を使用する。
- 解剖名や左右、出血量などの記載を 行う。
- 記載した診療放射線技師は自身の名 前を明記する。
- 検査および撮影を優先する。
- 診療放射線技師が記載した画像所見 内容における法的責任は発生しない。

上記の運用について、院内の医師に 説明を行い了承を得, さらに, 二次救 急指定日においては、通常の診療放射 線技師の勤務体制に1名追加することで STAT 画像所見報告の業務体制を整え. 2016年6月より診療放射線技師による STAT画像所見報告の運用を開始した。

STAT画像所見報告の 体制

1. 報告体制:ガイドライン 発出前

以下に、当院におけるガイドライン発 出前のSTAT画像所見報告の報告体制 について述べる。対象モダリティはCT. MRI, そして一部の一般撮影とし, 放 射線科医師が在院時には、緊急性の高 い疾患については放射線科医師または依 頼医師へ口頭報告を行い、その時点で はRIS記載は行っていなかった。また、 放射線科医師が院内不在時には緊急性